

令和 6 年 1 月 3 1 日

○条例

小田原市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

小田原市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例の一部を改正する条例

小田原市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

[改正理由]

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、同法の規定を引用する規定に係る用語の整理を行うため改正する。

[内 容]

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が一部改正され、特定個人情報の情報連携に係る制度の合理化が図られることに伴い、本市における個人番号を利用する事務等に係る規定について、所要の用語の整理を行うこととする。

[適 用]

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日

小田原市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 1 月 3 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市条例第 1 号

小田原市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

小田原市個人番号の利用に関する条例（平成 27 年小田原市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第 3 項中「法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号）の施行の日から施行する。

小田原市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例の一部を改正する条例

[改正理由]

介護保険法施行規則の一部改正に伴い、同令の条項を引用する規定の整理を行うため改正する。

[内 容]

介護保険法施行規則の条項に移動が生ずることに伴い、当該移動が生ずる条項を引用する規定を整備することとする。（第5条及び第8条関係）

[適 用]

令和 6 年 4 月 1 日

小田原市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

令和 6 年 1 月 3 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市条例第 2 号

小田原市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例の一部を改正
する条例

小田原市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例（平成 27 年小田原市
条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 8 号及び第 9 号並びに第 8 条第 2 号中「第 140 条の 6 2 の 3 第 2 項
第 4 号」を「第 140 条の 6 2 の 3 第 2 項第 6 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。